



附則別表

補助金等の名称		処分を制限する財産の名称等		告示		備考	
種類	構造又は用途	細目	期間	区分	区分	区分	区分
建物				○国土交通省告示第六百一十四号	1 中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表により当該業種に属する場合において、改正後	一〇〇	一・四一 ジオキサン (単位 リットルに つきミリグラム)
外國船舶油等防除対策	建物			補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び左記以外のもの	2 許容限度のものを適用する。中欄の下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が〇・五を超えることをいう。	一〇〇	感光性樹脂製造業
費補助金	鐵骨筋鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	五年	Q 当該特定事業場から当該下水道に排出される水の通常の量(単位 一日につき立	Q 下水道に排出される水の一・四一 ジオキサンによる汚染状態の通常の値(単位 一リットルにつきミリグラム)	二五	エチレンオキサイド製造業
低公害車普及促進対策	住宅用	学校用又は体育館用のもの	四七年	平成二十四年五月二十三日	Q 当該下水道から排出される排出水の通常の量(単位 一日につき立方メートル)	二五	エチレンギリコール製造業
費補助金	別表を次のとおりに改める。	別表		この式において、C、Q及びQ <sub>i</sub> は、それぞれ次の値を表すものとする。	Q C 下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとに当該特定事業場から当該	二五	一・四一 ジオキサン (単位 リットルに つきミリグラム)
				通省告示第五百五号)の一部を次のように改正したので告示する。	下水道に排出される水の一・四一 ジオキサンによる汚染状態の通常の値(単位 一リットルにつきミリグラム)	二五	感光性樹脂製造業
				平成二十四年五月二十三日	Q 当該特定事業場から当該下水道に排出される水の通常の量(単位 一日につき立	二五	エチレンオキサイド製造業
				別表を次のとおりに改める。	Q 当該下水道から排出される排出水の通常の量(単位 一日につき立方メートル)	二五	エチレンギリコール製造業

○国土交通省告示第六百一十四号  
補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件（平成二十二年国土交通省告示第六百五号）の一部を次のように改正したので告示する。

別表を次のとおりに改める。  
別表 平成二十四年五月二十三日

國土交通大臣 前田 武志

期間制限